

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、札幌市（以下「本市」という。）が令和7年（2025年）2月17日に公告した「第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業」の総合評価一般競争入札において、入札価格及び入札提案書類を定量化し、総合的に審査を行った。

本市は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、落札者を決定したため、選定委員会における評価の結果を審査講評として公表する。

令和7年（2025年）7月28日

札幌市長 秋元 克広

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業
審査講評

令和7年（2025年）7月28日

札幌市

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業者選定委員会

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	対象となる公共施設等の種類	1
(3)	対象業務	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業期間	1
2	事業者の選定に関する事項	2
(1)	選定の方式	2
(2)	落札者決定までの経過	2
(3)	選定委員会の設置	3
(4)	選定委員会の開催経過	3
(5)	落札者決定の手順	4
(6)	審査方法	5
3	落札候補者の選定結果	9
4	本市の財政負担見込額の比較	13
5	選定委員会による総評	14

1 事業概要

(1) 事業名称

第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

火葬場

(3) 対象業務

本事業に関し、特定事業を実施する事業者である SPC（以下「事業者」という。）が行う主な業務は次のとおりである。

ア 運営業務

- ・利用者受付業務
- ・公金徴収業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・収骨業務
- ・特別控室提供業務・売店等運営業務
- ・総括的業務
- ・その他

イ 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・警備業務
- ・除雪業務
- ・備品等整備業務

ウ 火葬炉運営業務

- ・炉室業務

エ 火葬炉維持管理業務

- ・火葬炉保守管理業務

(4) 事業方式

本事業の事業方式は、R0（Rehabilitate-Operate）方式とする。

なお、本件施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、事業者が指定管理者として本件施設の維持管理業務（事業期間中に生じる修繕を含む。）及び運営業務を実施する。

(5) 事業期間

契約締結日の翌日から令和18年（2036年）3月31日までとする。

2 事業者の選定に関する事項

(1) 選定の方式

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）により行った。

なお、本事業は WTO 政府調達規定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

(2) 落札者決定までの経過

落札者決定の経過は、以下のとおりである。

時期	内容
令和 7 年（2025 年）1 月 8 日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和 7 年（2025 年）1 月 8 日 ～ 1 月 15 日	実施方針等に対する意見・質問の受付
令和 7 年（2025 年）1 月 24 日	実施方針等に対する質問の回答
令和 7 年（2025 年）2 月 17 日	特定事業の選定・公表
令和 7 年（2025 年）2 月 17 日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和 7 年（2025 年）2 月 25 日 ～ 2 月 27 日	入札説明書等に対する質問の受付
令和 7 年（2025 年）3 月 13 日	入札説明書等に対する質問の回答の公表
令和 7 年（2025 年）3 月 27 日 ～ 4 月 3 日	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付
令和 7 年（2025 年）4 月 8 日	資格確認通知書の発送
令和 7 年（2025 年）4 月 15 日	競争的対話の実施
令和 7 年（2025 年）4 月 22 日	現地視察の実施
令和 7 年（2025 年）5 月 15 日	入札提出書類（提案書）の提出締切
令和 7 年（2025 年）7 月 16 日	ヒアリングの実施
令和 7 年（2025 年）7 月 16 日	最優秀提案者の決定
令和 7 年（2025 年）7 月 17 日	落札者の決定及び公表

(3) 選定委員会の設置

入札参加者から提出された提案書類（以下「入札提案書類」という。）の審査に当たり、本市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第11条第1項に規定する客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる選定委員会を設置した。

（敬称略）

氏名	所属・役職等
石井 吉春（委員長）	北海道大学 公共政策大学院 名誉教授
田川 正毅	東海大学 国際文化学部 教授
辻 芳晃	公認会計士（日本公認会計士協会北海道会）
宮本 聖子	社会保険労務士（北海道社会保険労務士会）
山内 仙才 （第1回～第3回選定委員会）	札幌市まちづくり政策局政策企画部 プロジェクト担当部長
須志田 健 （第4回～第5回選定委員会）※	札幌市まちづくり政策局政策企画部 政策推進担当部長

※人事異動に伴う交代

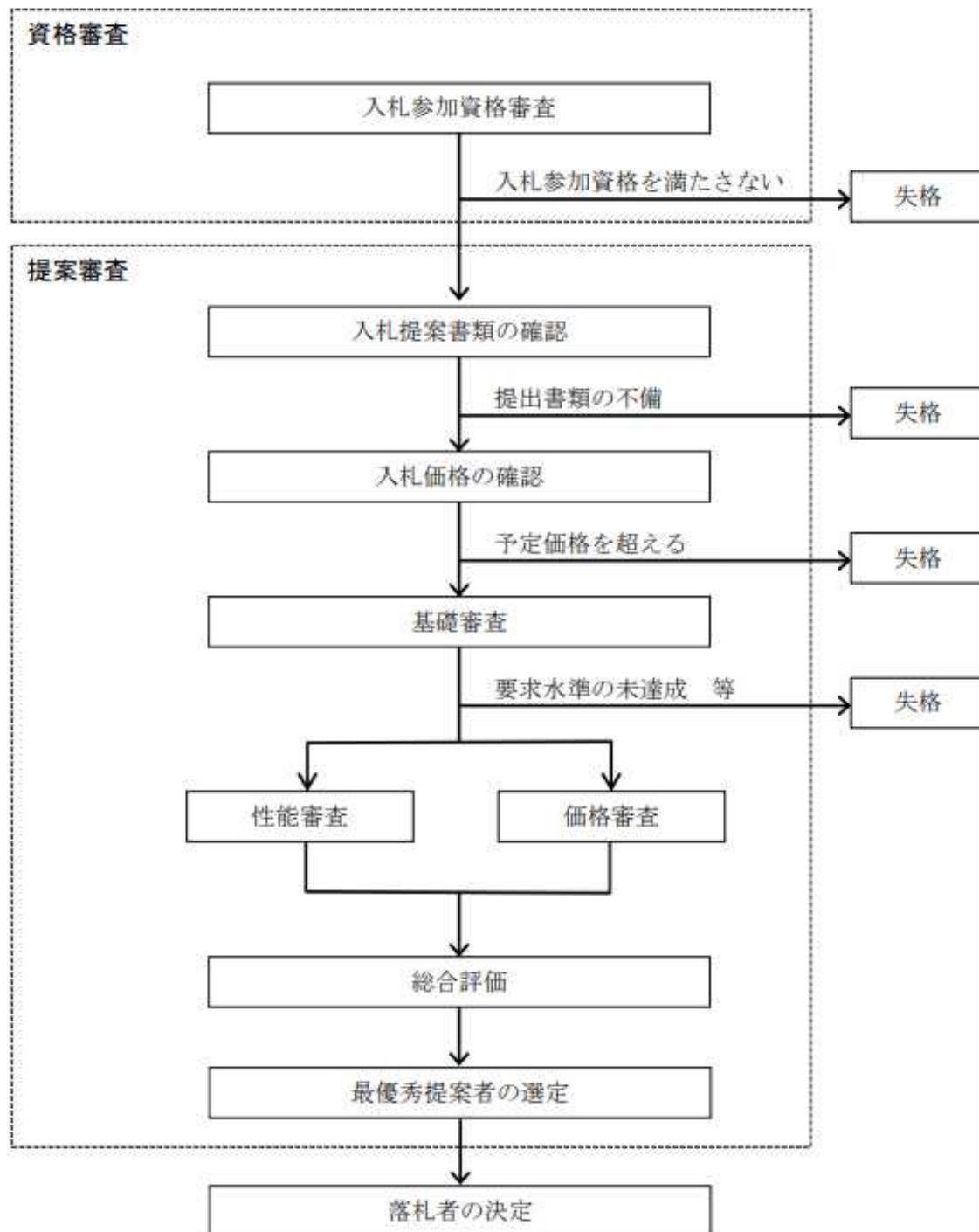
(4) 選定委員会の開催経過

選定委員会の開催経過は以下のとおりである。

時期	内容
令和5年（2023年）11月27日 第1回選定委員会	第1期事業、実施方針及び要求水準書（案）等
令和6年（2024年）2月15日 第2回選定委員会	実施方針及び要求水準書（案）に対する意見・質問及び回答（案）、落札者決定基準の方針等
令和6年（2024年）4月8日 第3回選定委員会	事業進捗・入札公告関係資料、事業スケジュール・提案審査の進め方、落札者決定基準等
令和7年（2025年）6月30日 第4回選定委員会	事業者選定に係る手続きの経過報告、提案審査の経過報告、性能審査の進め方（案）、採点表のイメージ、第5回選定委員会スケジュール（案）、提案内容の論点整理等
令和7年（2025年）7月16日 第5回選定委員会	ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）、討議（意見交換）、最優秀提案者の決定、審査講評の取りまとめ等

(5) 落札者決定の手順

落札者決定の手順については、以下のとおりである。



(6) 審査方法

ア 資格審査

本市は、入札参加者から提出された入札参加資格審査に関する書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認した。入札参加資格を満たさない場合は、失格となる。

イ 提案審査（性能審査を除く）

(ア) 入札提案書類の確認

本市は、入札参加者に求めた入札提案書類が全て揃っていたことを確認した。入札提案書類が不備の場合は、失格となる。

(イ) 入札価格の確認（価格審査）

本市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、価格審査点を付与した。入札価格が予定価格を超える場合は、失格となる。

価格審査点は、以下の方法で算出する。価格審査点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$\text{価格審査点} = \text{価格審査の配点 (300点)} \times \frac{\text{最も低い入札参加者の入札金額 (税抜)}}{\text{入札参加者の入札金額 (税抜)}}$

(ウ) 基礎審査

本市は、入札提案書の内容について、主として「様式集」（入札説明書の添付資料）の「様式 3-1-5 基礎審査チェックリスト」に基づいて、基礎審査項目を満たしていることが確認されたものを適格とし、当該提案書について性能審査を行った。入札提案書類の内容が基礎審査項目を満たしていないことが確認された場合は失格となる。ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、提案内容及び入札価格に大きな影響を及ぼすものでない場合、かつ、当該内容のみにより失格とすることは返って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った入札参加者に対して入札参加の意思を確認し、当該入札参加者が入札価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準が満たされることを条件に、当該入札参加者を失格にしないことがある。

ウ 性能審査

(ア) 審査項目及び配点

選定委員会は、入札提案書類の各様式に記載された内容について、以下の大項目ごとに得点を定め、審査を行った。

- ・ 事業全体（150 点満点）
- ・ 運營業務（250 点満点）
- ・ 維持管理業務（200 点満点）
- ・ 火葬炉運營業務（50 点満点）
- ・ 火葬炉維持管理業務（50 点満点）

なお、審査に当たっては、審査の公平性を期すため、入札提案書類全てにおいて入札参加者の企業名は伏せ、ランダムな色からなる「受付グループ名」で識別して審査を行った。大項目ごとの詳細な審査項目、配点、審査の主な視点は以下のとおり。

(a) 事業全体に関する共通事項（150 点）

審査項目		配点	審査の主な視点
①	事業実施の基本方針	30 点	・本事業の目的、特性を踏まえたうえで優れた方針が提案されているか。 ・「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」を踏まえて、予約システムによる受付・管理、新料金体系への移行及び友引開場への対応並びに広域連携の取組への協力等に関する方針が提案されているか。
②	事業実施体制及び役割分担	30 点	・事業期間を通じ、非常時を含め、本事業を円滑に実施する事業実施体制を構築できているか。 ・代表企業、構成員、協力企業各社の役割・責任分担や連携・協力・補完体制、指揮命令系統など、事業実施体制が明確になっているか。 ・市への報告、連絡等を適時適切に行うことができる体制となっているか。
③	事業の安定性・確実性	40 点	・負債と出資金等の割合、出資金等の構成、負債の調達条件等が適切で安定的な計画か。 ・不測の資金需要に対する予備的資金の確保など、事業収支の安定化のための具体的かつ有効な提案が示されているか。 ・各費用の算定根拠は具体的又は妥当な計画が提案されているか。
④	リスクへの対応	20 点	・各業務の履行に係るリスクを適切に認識し、リスクを顕在化させないための対策及び管理体制は具体的に計画されているか。 ・リスクが顕在化した場合の具体的な対応策が計画されているか。
⑤	モニタリング	30 点	・適切かつ効果的なモニタリングの実施方法が提案されているか。 ・モニタリングの結果を、各業務の内容に反映する等、サービス向上につなげる提案が優れているか。

(b) 運営業務に関する事項 (250 点)

審査項目		配点	審査の主な視点
①	運営業務の取組方針・実施体制	50 点	・運営業務全般・各業務について、本事業の特徴を踏まえた取組方針、実施体制が計画されているか。 ・勤務体制（人数、配置場所）等が適切に計画されているか ・緊急時対応方針が優れた計画となっているか。
②	個別業務の実施内容	100 点	・以下の個別業務の実施内容について、施設利用者の感情への配慮や利便性向上を踏まえた具体的な計画となっているか。 ・利用者受付業務 ・公金徴収業務 ・告別業務 ・炉前業務 ・拾骨業務 ・特別控室提供業務・売店等運営業務 ・火葬集中時及び火葬需要ピーク時の運営体制について、効果的な提案がなされているか。
③	ミス・トラブルの未然防止策やサービス向上方策、モニタリングの実施	70 点	・運営上のミス・トラブルについて、効果的に予防できる計画となっているか。 ・利用者のニーズ、苦情を適切に把握する計画となっているか。 ・特に運営業務について、具体的かつ効果的なモニタリングが計画されているか。
④	人材の確保・教育方針	30 点	・職員教育・研修等といった、運営を担う人材の質の確保が期待できる仕組みを設けているか。

(c) 維持管理業務に関する事項 (200 点)

審査項目		配点	審査の主な視点
①	維持管理業務の取組方針・実施体制	50 点	・維持管理業務全般・各業務について、本事業の特徴を踏まえた取組方針、実施体制が計画されているか。
②	建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務の実施内容	50 点	・建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務について、経常修繕や大規模修繕を建築や設備等の耐用年数に合わせて実施し、本件施設が良好な状態で運営できるとともに、資産価値の低減を避け、修繕記録が詳しく保存される計画となっているか。

③	個別業務（建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務以外）の実施内容	50 点	・以下の個別業務の実施内容について、良好な施設水準を保つための具体的な計画（項目、頻度、水準等）となっているか。 ・清掃業務 ・植栽・外構維持管理業務 ・警備業務 ・除雪業務 ・備品等管理業務
④	事業期間終了時の引継	20 点	・事業期間終了に当たっての検査を含めて、事業期間終了時に本件施設及び備品について、要求水準書で示した性能及び機能を発揮でき、損傷が無い状態で市へ引継ぐ方策が計画されているか。 ・事業期間終了時に、次期管理者に円滑に業務や書類を引き継ぐ計画がされているか。
⑤	環境配慮への取り組み	30 点	・環境配慮、省エネ・再エネへの取り組みが計画されているか。

(d) 火葬炉運営業務に関する事項（50 点）

審査項目	配点	審査の主な視点
火葬炉運営業務取組方針・実施体制・実施内容	50 点	・火葬炉運営業務（炉室業務）について、本事業の特徴を踏まえた、取組方針、実施体制、実施内容が計画されているか。

(e) 火葬炉維持管理業務に関する事項（50 点）

審査項目	配点	審査の主な視点
火葬炉維持管理業務取組方針・実施体制・実施内容	50 点	・火葬炉維持管理業務（火葬炉保守管理業務）について、本事業の特徴を踏まえた、取組方針、実施体制、実施内容が計画されているか。 ・排ガス類の基準値を維持する方策等が具体的に計画されているか。 ・火葬炉が良好な状態で運営できるとともに、資産価値の低減を避け、修繕記録が詳しく保存される計画となっているか。

(イ) 採点基準

性能審査は、次に示す5段階により評価した。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
AとCの中間程度である	B	配点×0.75
優れている	C	配点×0.50
CとEの中間程度である	D	配点×0.25
要求水準を満たす程度である	E	配点×0.00

エ 総合評価

総合評価点は、以下の方法で算出した。

$$\text{総合評価点} = \text{性能審査点} + \text{価格審査点}$$

3 落札候補者の選定結果

(1) 資格審査

令和7年（2025年）4月3日まで参加表明及び参加資格確認書類等を受け付けたところ、以下の青グループから申請があった。

本市は、青グループが参加資格要件を満たしていることを確認し、令和7年（2025年）4月8日に代表企業に対し、参加資格要件を満たしていることを書面にて通知した。

受付グループ名	青グループ
グループ名	東亜建設工業株式会社グループ
代表企業	東亜建設工業株式会社北海道支店
構成員	岩田地崎建設株式会社 北菱産業埠頭株式会社 富士建設工業株式会社 株式会社北海道ジェイ・アール商事 芙蓉総合リース株式会社札幌支店

(2) 入札提案書類の確認

本市は、令和7年（2025年）5月15日付で青グループから提出された入札提案書類について、全て揃っていたことを確認した。

(3) 入札価格の確認（価格審査）

本市は、令和7年（2025年）6月27日に開札を行い、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。価格審査点は、以下のとおりである。

受付グループ名	配点	入札価格	価格審査点
青グループ	300点	8,790,872,602円	300点

(4) 基礎審査

本市は、提出された入札提案書類について基礎審査を行った結果、本市が要求する水準を満たしていることを確認した。

(5) 性能審査

ア 性能審査点

選定委員会は、令和 7 年（2025 年）7 月 16 日に性能審査を行った。審査に際しては、入札参加者によるプレゼンテーション及び委員による提案内容に対するヒアリングを実施した。性能審査点は、以下のとおりである。

審査項目		配点	青グループ
事業全体	①事業実施の基本方針	30 点	18 点
	②事業実施体制及び役割分担	30 点	19.5 点
	③事業の安定性・確実性	40 点	26 点
	④リスクへの対応	20 点	12 点
	⑤モニタリング	30 点	15 点
	小計	150 点	90.5 点
運営業務	①運営業務の取組方針・実施体制	50 点	25 点
	②個別業務の実施内容	100 点	65 点
	③ミス・トラブルの未然防止策やサービス向上方策、モニタリングの実施	70 点	35 点
	④人材の確保・教育方針	30 点	13.5 点
	小計	250 点	138.5 点
維持管理業務	①維持管理業務の取組方針・実施体制	50 点	32.5 点
	②建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務の実施内容	50 点	30 点
	③個別業務（建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務以外）の実施内容	50 点	30 点
	④事業期間終了時の引継	20 点	12 点
	⑤環境配慮への取り組み	30 点	16.5 点
	小計	200 点	121 点
火葬炉 運営業務	火葬炉運営業務取組方針・実施体制・実施内容	50 点	35 点
火葬炉 維持管理業務	火葬炉維持管理業務取組方針・実施体制・実施内容	50 点	35 点
性能審査点		700 点	420 点

イ 講評

各審査項目における講評は、以下のとおりである。

(ア) 事業全体

審査項目		講評
①	事業実施の基本方針	PFI 事業で豊富な実績を有する代表企業を中心に、火葬炉の納入実績が豊富な企業や斎場業務に熟達した市内企業等が、本事業の目的や特性を考慮した方針を策定し、利用者の視点に立った質の高いサービスを提供するための取組や、火葬場を取り巻く環境の変化に柔軟かつ積極的に対応しようとする姿勢を評価した。
②	事業実施体制及び役割分担	協定を締結することで、各構成員の役割や業務分担を明確にし、市との窓口を支配人に一本化して指揮命令系統を整備している点、業務間で定期的なミーティングを実施して連携を強化する取組を評価した。
③	事業の安定性・確実性	事業への責任負担に応じて出資比率を設定している点、毎年剰余金を積み増して資金余力を確保している点、不測の事態に備え金融機関及び弁護士事務所から関心表明書を取得している点、各構成員が過去の実績を基に確実性の高い費用を算定している点を評価した。
④	リスクへの対応	協定の中でリスクを整理し、リスクの負担者及びリスクの顕在化を防止するための具体的な対策等を明示している点、リスクが顕在化した場合の対応として、要求水準を上回る保険を付保する方針を評価した。
⑤	モニタリング	要求水準及び提案書の内容をリスト化したモニタリングシートを用いて円滑にモニタリングを実施する点、サービス向上に向けて、第三者を含めた段階的で複層的なモニタリング体制を確立する点を評価した。

(イ) 運営業務

審査項目		講評
①	運営業務の取組方針・実施体制	経験豊富な職員が複数の業務を兼任し、効率的で安定した運営を目指している点、また、緊急時であっても全職員が円滑に行動できるよう日頃から積極的に動機付けを行う姿勢、斎場全体でも業務継続計画を策定する計画がある点を評価した。
②	個別業務の実施内容	利用者の心情に寄り添った質の高いサービスの提供を最優先に考え、各業務担当者が密接に連携しながら、効率的で無駄のない確実な運営を目指す姿勢、業務の繁閑や多様な葬祭にも柔軟に対応する提案を評価した。

審査項目		講評
③	ミス・トラブルの未然防止策やサービス向上方策、モニタリングの実施	運営上のミス・トラブルを予防する担当職務別行動基準マニュアル及び頻度の高い研修、モニタリング結果を業務に反映させる仕組みを評価した一方、利用者ニーズの把握について、より広範で実効性の高い方法を模索する必要があるとの指摘があった。
④	人材の確保・教育方針	現斎場を引き継ぐ形で、短期的には経験豊富な人材を安定的に確保できる点を評価した一方、働きやすい環境の整備や離職防止に向けた取組を具体的に検討する必要があるとの指摘があった。

(ウ) 基礎審査

審査項目		講評
①	維持管理業務の取組方針・実施体制	設備機器類のライフサイクルコスト削減を目指し、各業務の実施体制を整えている点、異常箇所早期発見と迅速な補修に向けた取組方針が明確である点を評価した。
②	建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務の実施内容	蓄積された業務ノウハウに基づき、予防修繕を含めた適時適切な修繕計画を評価する一方、工事に当たっての情報管理を慎重に行う必要があるとの指摘があった。
③	個別業務（建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務以外）の実施内容	各業務で良好な施設水準を保つための具体的な計画を評価する一方、除雪業務において、高齢の利用者に配慮した路面管理を意識する必要があるとの指摘があった。
④	事業期間終了時の引継	事業期間終了の2年前から引継委員会を設置し、段階的に準備を進め、事業終了後にもサポート窓口を設置する計画に加え、事業終了後の継続勤務希望者を次期事業者を紹介する取組を評価した。
⑤	環境配慮への取り組み	環境配慮について十分に盛り込んだ計画を評価する一方、快適性とのバランスの配慮や、時代の変化に応じた積極的な取組を求める指摘や、国内有数の雪冷熱施設として運転データの蓄積や配慮すべき事項を記録に残す必要があるとの指摘があった。

(エ) 火葬炉運営業務

審査項目		講評
火葬炉運営業務取組方針・実施体制・実施内容		故人や会葬者への配慮が行き届いた取組方針、現斎場経験者による安定した運営体制、そして多様な火葬に柔軟に対応する具体的な取組を評価した。

(オ) 火葬炉維持管理業務

審査項目	講評
火葬炉維持管理業務 取組方針・実施体制・実施内容	火葬炉の運営業務と維持管理業務を兼務する職員による効率的な体制の構築、緊急時にも排ガス類の基準値を確実に維持する取組、火葬炉のライフサイクルコスト削減を目指した緻密な点検計画を評価した。

(6) 総合評価

選定委員会は、令和 7 年（2025 年）7 月 16 日に、価格審査点と性能審査点を加算して、以下のとおり総合評価点を算出した。

受付グループ名	価格審査点	性能評価点	総合評価点
青グループ	300 点	420 点	720 点

(7) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、上記の結果に基づき「青グループ」（グループ名：東亜建設工業株式会社グループ、代表企業：東亜建設工業株式会社北海道支店）を最優秀提案者（落札候補者）として選定した。

4 本市の財政負担見込額の比較（客観的な評価の結果）

(1) 客観的な評価の実施

本市が PFI 法第 11 条に基づき実施した客観的な評価は、以下に記すとおり。

(2) 財政負担額の削減効果

落札者の入札価格に基づき、本事業を PFI 事業（R0 方式）で実施する場合の現在価値換算後の本市の財政負担額は、従来方式により実施する場合と比べて、約 5.0%削減される結果となった。

項目	値
① 従来方式により実施する場合の本市の現在価値換算後の財政負担額	10,044,513 千円
② PFI 事業（R0 方式）により実施する場合の本市の現在価値換算後の財政負担額	9,547,139 千円
③ 財政負担の縮減額（①－②）	497,374 千円
④ VFM	約 5.0%

※現在価値換算後の財政負担額とは、事業期間にわたる財政負担額の総額を、特定事業選定時に使用した割引率（0.19%）で現在価値に割り引いて算出した公共の正味の財政負担額のこと。

5 選定委員会による総評

本事業は、山口斎場の運営及び維持管理を一括して民間事業者が発注する事業である。

山口斎場は、全国で初めて PFI 方式を導入した火葬場である。第 1 期 PFI は令和 7 年度（2025 年度）末に終了する予定であるが、財政支出の削減や平準化、民間事業者の創意工夫によるサービス品質の維持向上が図られてきたことから、令和 8 年度（2026 年度）以降も引き続き、第 2 期 PFI として PFI 方式が採用されたところである。

選定委員会は、落札者決定基準に基づいて審査を適正に実施し、東亜建設工業株式会社グループを落札候補者として選定するに至った。

今回、入札に参加したのは 1 グループのみであったが、その提案内容は、市が要求する業務の水準と同等、もしくはそれを上回る提案内容であり、本事業の趣旨を十分理解した上で、民間事業者ならではの創意工夫に富んだ提案であった。特に、火葬場の特性を十分に理解し、利用者の心情に寄り添うことを最優先に掲げ、経験豊富な職員が複数の業務を効率的に担う綿密な運営計画となっている点、火葬炉を含む設備全般にわたりライフサイクルコストを意識した維持管理計画となっている点を高く評価した。

なお、選定委員会の審議において、上記の事項を評価する一方で、東亜建設工業株式会社グループの提案内容に対して、以下に示す配慮・要望事項が挙げられた。

- ①第 2 期 PFI 事業者は指定管理者を兼ねることになり、これまで以上に公共施設の運営責任を負うことになるため、カスタマーハラスメント対応や業務継続計画等の検討中の取組は、札幌市の事例等を参考にし、緊密に連携を図りながら進めてほしい。
- ②本委員会の結果は、提案者の十分な実績、施設等に係る専門的な知見を評価し、確実な履行が見込まれると判断したものである。接遇面、施設の維持管理面など一般の市民利用施設と比べ特殊な配慮事項があるが、業務期間が長期間となることを念頭に置き、人員の確保、教育訓練など様々な機会を通じ、十分な業務実施体制やサービスレベルを保持するよう努めていただきたい。
- ③事業期間中、経済情勢を含む様々な状況の変化が予想され、事業開始時には想定ができない課題に直面する可能性もあると思われるが、札幌市や里塚斎場とも協力しながら、お互いに知恵を絞って難局を乗り越えてほしい。

札幌市及び東亜建設工業株式会社グループは、本事業が市政において重要な役割を担うものであることを認識し、本事業をより良いものとするために、必要な対応に努めることを期待したい。

最後に、限られた時間の中で、質の高い提案をまとめた提案力を高く評価するとともに、その熱意及び姿勢に敬意を表したい。

令和 7 年（2025 年）7 月 28 日

第 2 期札幌市山口斎場運営維持管理事業者選定委員会 委員長 石井 吉春